

福岡市障がい者グループホーム整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条の規定に基づく共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を行う共同生活住居の整備にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付（社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとするものに対する補助金の交付を除く。）については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、障がい者の地域における生活基盤であるグループホームの設置を促進し、障がい者の地域生活を支援するために、共同生活住居を整備することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第36条の規定に基づき、福岡市においてグループホームを行う者として指定を受けた事業者または指定を受けることが見込まれる事業者

(2) 福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会による事前審査（福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業のうちスプリンクラー整備を除く。）及び国又は福岡県に対する補助協議（以下「事前審査等」という。）を経て、国又は福岡県の内示等を受けた者。なお、事前審査等の対象団体は、公募により募集する。

(3) 以下のいずれかに該当するもの

① 国が定める社会福祉施設等施設整備費の認証基準に基づくもの

② 福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準に基づくもの

(4) 本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 補助金の交付にあたっては、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（次項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国が定める社会福祉施設等施設整備費の認証基準に基づくもの
- (2) 福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準に基づくもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に関する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 国が定める社会福祉施設等施設整備費の認証基準に基づくもの
- (2) 福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準に基づくもの

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる認証基準によって算定した額を限度とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 国が定める社会福祉施設等施設整備費の認証基準に基づくもの
 - (2) 福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準に基づくもの
- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第8条 補助事業者は、福岡市障がい者グループホーム整備費補助金交付申請書（様式第1号）を、添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第9条 市長は、事業の完了後において補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第10条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するものと認めるときは、補助金の交付決定を取消、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 第5条の規定による用途以外に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 次条の規定に反して財産の処分を行ったとき
- (4) 第11条の規定による届け出の手続きを怠ったとき
- (5) グループホームを行う事業者の指定を受けることができなかつたとき
- (6) グループホームを行う事業者の指定を取り消されたとき
- (7) グループホームを廃止したとき
- (6) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当するとき。
- (7) その役員のうち前号に該当する者がいるとき。
- (8) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当するとき。
- (9) その他この要綱の規定に違反したとき。

(届け出)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。ただし、第3号及び第4号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に着手したとき
- (2) 事業を完了したとき
- (3) 事業を変更したとき
- (4) 前3号のほか申請内容に変更があったとき

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業完了後速やかに、事業実績報告書(様式第2号)を、添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(支払報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後、速やかに補助対象事業に係る支払いに関する領収書の写しを添えて支払報告を行わなければならない。

(財産処分制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与等の行為をし、又は担保に供してはならない。

(帳簿等の備付)

第15条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(調査又は報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行、状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、又は報告を求めることが出来るものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。